

議案第128号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和5年11月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

記

1 相手方 松阪市

2 損害賠償の額 2,123,000円

3 和解の概要

市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金2,123,000円を相手方指定の口座に支払う。なお、本件損害賠償のほか、市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事由

令和5年7月10日午後3時30分頃、松阪市立中部中学校において、熱中症対策のためグラウンドに設営していたテントが突風により駐車場に吹き飛び、駐車中の車両に損傷を与えたことによる物損事故。